

(会計) (部費を徴収する場合の例)

第6条 部員は活動のために、部費を納めるものとする。金額は別に定める。

第7条 会計年度は4月から翌年3月までとし、年に一度、部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

(入部及び退部等) (入部・退部の際の手続きについて具体的に記載してください。入部・退部に関し、その者の意思を考慮せず団体の意向のみで入部・退部の決定がなされる内容は認めません。また、入部を希望する者には、団体の会則や規則等を十分に説明してください。退部を希望する部員に対しては、速やかに手続きを行ってください。)

第8条 入部希望者は、部長にその旨を伝え、会則や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第9条 退部又は休部を希望する部員は、部長にその旨を伝え、退部願又は休部願を提出する。

第10条 第9条において、部長は退部願又は休部願を直ちに受理し、速やかに手続きを行わなければならない。ただし、役員である者の退部又は休部に際しては、団体内での業務の引き継ぎを遅滞なく行うこととする。

(遵守義務)

第11条 部員は、岡山大学公認団体としての自覚を持ち活動しなければならない。

第12条 役員は、部員が以下の行為を行った場合は、岡山大学公認団体としての活動維持の観点から、その程度により注意喚起や指導を行うこととし、部員は正当な理由なく以下の行為を行った場合は、役員の指導等に従うこととする。注意喚起や指導等でも改善等が見られず団体運営に大きな支障がある場合は、顧問教員等に相談し、団体内での合議を経た上で、当該部員に退部を促すことがある。ただし、役員及び顧問教員等は恣意的な判断をすることはできないものとする。

一 第2条の目的から外れた活動を行ったとき。

二 役員が、職務を遂行しなかったとき。

三 第6条に定める部費を納めなかったとき。(部費を徴収する場合の例)

四 団体の活動を著しく妨害したとき。

五 学生としての本分に反する行為があったとき。

(会則その他の変更)

第13条 会則その他の変更は、役員の会議を経た後、部員の承認を得るものとする。

附 則

本会則は、令和 年 月 日から施行する。

附 則

本会則は、令和 年 月 日から施行する。

(この会則を決めた日を記載，途中で会則を変更した場合は必ず変更日を記載し，大学へ新しい会則を届出てください)

会則に関する注意事項 (会則に記載する必要はありません。)

※ 会則内容に疑義がある場合，学生支援課が指導・助言を行う場合があります。

※ 会則内容に関わらず，活動内容に関することや入部・退部（休部）に関すること等でトラブルがあった場合，学生支援課が事情聴取の上，指導・助言を行う場合があります。

※ 会則内容については，構成員全員に周知すること。